

第7期第24回むかわ町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年6月26日(月) 午後2時00分から午後2時32分

2. 開催場所 穂別町民センター 第1会議室

3. 出席委員 ○(23名)

4. 欠席委員 △(4名)

1番	小岸元気	○	10番	田代英孝	△	19番	佐田正彦	○
2番	中田賢大	○	11番	小笠原正実	○	20番	森山幸治	○
3番	辻 勉	△	12番	清瀬利一	○	21番	伊藤正人	○
4番	山本好一	○	13番	毛利武	○	22番	貞廣賢治	○
5番	清野 薫	○	14番	鈴木秀子	△	23番	平島道弘	○
6番	梅藤 勝	○	15番	林 利輝	○	24番	青木茂美	○
7番	山谷和彦	○	16番	藤岡健人	○	25番	藤江政利	△
8番	宇南山浩利	○	17番	石崎代里子	○	26番	佐々木保成	○
9番	永田寿明	○	18番	中澤 浩	○	27番	中島勝美	○

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件

第4 報告第2号 地区委員会の結果に関する件

第5 報告第3号 鶴川農業者税対策委員の推薦に関する件

第6 報告第4号 あっせん委員会の結果に関する件

第7 報告第5号 農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画(案)の作成申出に関する件

第8 報告第6号 農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人に関する件

第9 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第10 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件

第11 議案第3号 現況証明願いの発給に関する件

6. 農業委員会事務局職員

本 庁－事務局長 東 和博、主査 長谷山 美香

穂別支局－支局長 宮村 敦嗣、主任 伊藤 貴大

7. 会議の概要

事務局長	総会の開催にあたり、中島会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。
会長	【会長挨拶】
議長	それでは、総会に入ります。本日の出席委員は23名です。欠席は、3番・辻委員、10番・田代委員、14番・鈴木委員、25番・藤江委員の4名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第7期第24回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。それでは、議事日程に従い進めてまいります。 日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、19番・佐田正彦委員と21番・伊藤正人委員の両名を指名したいと思いますよろしいでしょうか。 (異議なし)
議長	それでは、両名に決定をいたしました。 日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告6件、議案3件の合わせて9件です。従って、会期は本日一日にしたいと思っておりますよろしいでしょうか。 (異議なし)
議長	異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。 続いて、諸般の報告ですが、お手元に印刷配布しております諸般の報告のとおりですので、御了承願います。 それでは、日程第3 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主査	報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件について、ご報告申し上げます。 議案書2ページをお開き願います。 1番から6番については、借主の法人化に伴う解約です。 7番については、他の担い手に賃貸するため解約に至ったものです。 8番については、自作地とするため解約に至ったものです。 以上で報告第1号の説明を終わらせていただきます。
議長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。 報告第1号について、質疑はありませんか。 (異議なし)
議長	質疑なしと認め、報告第1号は原案どおり承認することに決定いたします。 続いて、日程第4 報告第2号「地区委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主査	報告第2号、地区委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。

主 査	<p>6月につきましては、議案に記載のとおり、6月13日に川東地区委員会を開催しております。</p> <p>川東地区委員会では、利用集積計画の利用権設定6件について審議した結果適当と判定しております。</p> <p>以上で報告第2号の説明を終わらせていただきます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第2号について、質疑はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、報告第2号は原案どおり承認することに決定いたします。続いて、日程第5 報告第3号「鶴川農業者税対策委員の推薦に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
主 査	<p>報告第3号、鶴川農業者税対策委員の推薦に関する件について、ご報告申し上げます。</p> <p>議案書5ページ、6ページをお開き願います。</p> <p>鶴川農業者税対策委員会会長より、役員改選に伴い、農業委員会委員から理事1名の推薦依頼がありました。現役員である中島会長がそのまま引き受けていただけることとなり、推薦をいたしましたのでご報告申し上げます。</p> <p>以上で報告第3号の説明を終わらせていただきます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第3号について、質疑はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、報告第3号は原案どおり承認することに決定いたします。続いて、日程第6 報告第4号「あっせん委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
主 任	<p>報告第4号、あっせん委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。</p> <p>4月の総会でご決定いただきましたあっせんの結果についてご報告申し上げます。</p> <p>議案書8ページをお開き願います。</p> <p>以上で報告第4号の説明を終わらせていただきます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、あっせん委員の方から補足説明があればお願いします。</p>
1 番	<p>1番のあっせんについてですが、事務局の報告のとおりであり、特に補足はありません。以上です。</p>

1 2	番	2 番のあっせんについてですが、事務局の報告のとおりであり、特に補足はありません。以上です。
議	長	<p>ありがとうございました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第 4 号について、質疑はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議	長	<p>質疑なしと認め、報告第 4 号は原案どおり承認することに決定いたします。続いて、日程第 7 報告第 5 号「農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画（案）の作成申出に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
主	任	<p>報告第 5 号、農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画（案）の作成申出に関する件について、ご報告申し上げます。</p> <p>議案書 1 0 ページからになります。</p> <p>平成 3 0 年度に農地保有合理化事業により所有権が農業公社に移転しておりますが、平成 3 0 年から 5 年を経過するため、公社から耕作者への所有権移転について、集積計画の作成申出があったものです。</p> <p>また、議案書 1 9 ページのにつきましては、公社から耕作者への利用権設定について 3 月の総会でご承認いただきましたが、耕作者の法人化に伴い今回集積計画の作成申出があったものです。</p> <p>この申し出に基づき、町は集積計画を作成しております。</p> <p>計画の内容につきましては、議案第 2 号にてご説明申し上げます。</p> <p>以上で報告第 5 号の説明を終わらせていただきます。</p>
議	長	<p>事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第 5 号について、質疑はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議	長	<p>質疑なしと認め、報告第 5 号は原案どおり承認することに決定いたします。続いて、日程第 8 報告第 6 号「農地法第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
主	査	<p>報告第 6 号、農地法第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人に関する件について、ご報告申し上げます。</p> <p>議案書 2 1 ページをお開き下さい。</p> <p>新規農地所有適格法人の参入の報告でございます。</p> <p>それでは、農地所有適格法人として要件を備えているかをご報告させていただきます。</p> <p>1 点目に、組織形態要件です。農地所有適格法人は、農事組合法人、合名会社、合資会社、合同会社、株式会社のいずれかでなければなりません。組織形態は株式会社でありますので、要件を満たしております。</p> <p>2 点目に事業要件です。これは主たる事業が農業でなければなりません。議</p>

主 査 案の事業内容欄に1から5まで記載しておりますが、新規に設立した会社ということもありません。農産物の生産を行っていく計画であることから、主たる事業が農業であると認められ、また、要件上、売上げの過半は農業収入であることが要件となっていることから、今後の事業の在り方と収益の上げ方については注意いただき要件を欠くことの無いように説明をしてきております。

3点目に構成員要件です。これは構成員である者のうち農業関係者だけで総議決権の過半を越えてなければなりません。総議決権数は50であり、農業関係者であると認められる構成員の議決権合計も50となるため、要件は満たしていると認められます。

4点目は、業務執行役員要件です。業務執行役員の過半に該当する者が、出資者であり、なおかつ150日以上農業に従事する者でなければなりません。構成員要件の時に説明しておりますが、業務執行社員である3名は出資者であり、かつ、3人とも年間農業従事日数を150日を越えているため、こちらも要件は満たしていると認められます。

最後に常時従事要件です。法人の農業に従事する構成員・従業員等のうち誰か一人以上の者が、年間60日以上農作業に従事することが求められる要件となります。先にもご説明させていただいておりますが、業務執行社員3人は、いずれも年間農作業従事日数が、60日を越えておりますので、要件は満たしていると認められます。

以上、[REDACTED]については、農地所有適格法人の要件をすべて満たしていると認められるところでございます。

なお、農地の取得等につきましては、議案第1号、第2号にてご説明申し上げます。以上で報告第6号の説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第6号について、質疑はありませんか。

(異議なし)

議 長 質疑なしと認め、報告第6号は原案どおり承認することに決定いたします。続いて、日程第9 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 査 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件について、ご説明を申し上げます。

議案書23ページをお開き願います。

1番・2番につきましては、被設定人の法人化に伴い、使用貸借するものです。

以上、2件、事務局と農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しており、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

24ページから27ページまで、図面、調査書を添付しておりますのでご確認願います。

以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決

主 査 定くださいますようお願い申し上げます。
 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに
 補足説明をお願いします。

5 番 1 番、2 番について現地を確認してきましたので、報告します。
 1 番は [] が [] に使用貸借する案件です。取得後は
 キャベツを作付けする計画となっています。
 2 番は [] が [] に使用貸借する案件です。取得後は
 水稲を作付けする計画となっています。
 これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はな
 いものと判断します。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
 説明に対する、質疑はありませんか。
 (異議なし)

議 長 質疑なしと認め、議案第 1 号は原案のとおり決定することにご異議ありませ
 んか。
 (異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第 1 号は原案どおり決定いたします。
 次に、日程第 10 議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の
 規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件」を議題といたします。
 なお、本案件中、 []、 [] が譲受人、 []
 が譲受人の同居の親族となっており、議事参加ができませんが、質問などを行
 わないことを条件に、退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしい
 か、おはかりいたします。ご異議ありませんか。
 (異議なし)

議 長 異議がないようですので、このまま審議に入ります。
 事務局の説明を求めます。

主 任 議案第 2 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利
 用集積計画(案)の決定に関する件について、ご説明を申し上げます。
 議案書 29 ページから、所有権移転 9 件です。
 1 番から 6 番、8 番につきましては、報告第 5 号でご報告いたしました、農
 業公社から賃貸借を終え、売渡を行うものです。
 7 番、9 番につきましては、報告第 4 号でご報告いたしました、あっせんに
 伴う所有権移転です。
 続きまして、41 ページから、利用権設定 6 件です。
 1 番から 5 番については、被設定人の法人化により、利用権を設定するもの
 です。

主 任	<p>6 番については、設定人の意向により、新たに利用権を設定するものです。</p> <p>以上、所有権移転 9 件 4 3 筆、利用権設定 6 件 1 3 筆ですが、この計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項にある全部効率利用要件など受け手の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>図面につきましては、所有権移転が 3 2 ページから 4 0 ページ、利用権設定が 4 3 ページから 4 8 ページに添付しておりますのでご確認願います。</p> <p>以上で議案第 2 号の説明を終わります。</p> <p>よろしくご審議、ご決定くださいますよう、お願い申し上げます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
1 1 番	<p>1 番について、現地を確認してきましたので報告します。</p> <p>申請地は、事務局からの説明がありましたとおり、相当期間、農地として利用されておらず、非農地化状態となっており、農地法上の農地に 相当しないため、農地・採草放牧地以外と判断しております。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。これより、質疑に入ります。</p> <p>説明に対する、質疑はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、議案第 3 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議がないようですので、議案第 3 号は原案どおり決定いたします。</p> <p>以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、ここで閉会といたします。</p>